

ICSA 活動概要

児童ポルノ画像の流通・閲覧防止に向けた民間の自主的な取組



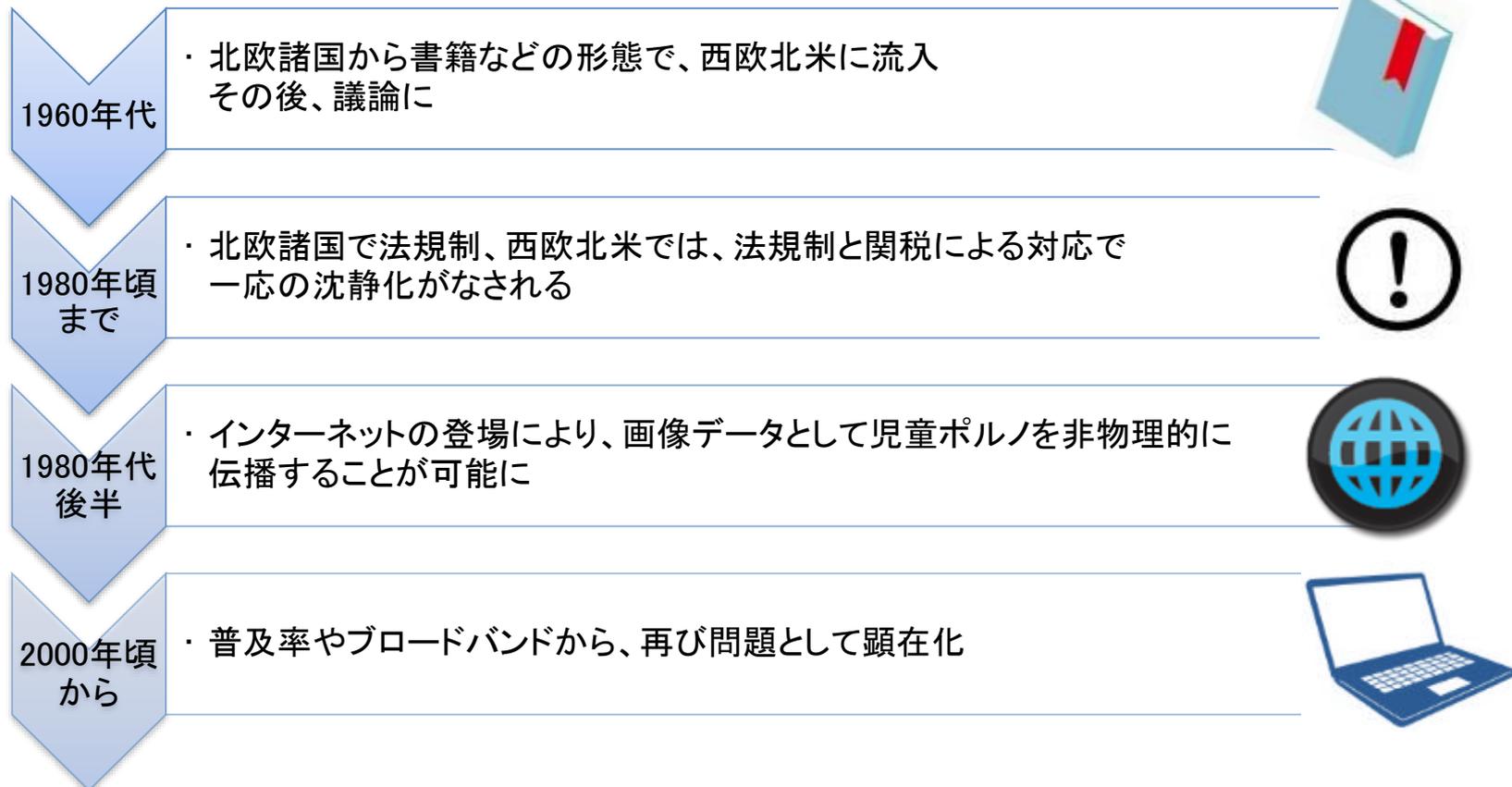
一般社団法人
インターネットコンテンツセーフティ協会
Internet Content Safety Association



Internet Content Safety Association

児童ポルノ対策のこれまでの経緯とICSA

児童ポルノ問題とインターネット



「児童ポルノ」

国際的な議論等では「児童の（性的）虐待（Child Sexual Abuse）」という言葉を用いることが多いが

日本では「児童ポルノ（Child Pornography）」として語られることが多い

参考文献

Richard Wortley and Stephen Smallbone,
“Internet Child Pornography: Causes, Investigation, and Prevention”,
Praeger Publishers Inc.

1994年

- ・ 児童の権利条約に日本が批准
18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている権利を、児童の人権の尊重及び確保の観点から規定したもの。1989年の第44回国連総会において採択、1990年に発効しました。

1996年

- ・ 第1回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議(ストックホルム)
「宣言」および「行動のための課題」の採択

2001年

- ・ 第2回児童の性的搾取に反対する世界会議(横浜会議)
情報の伝達や交換、ネットワーク化を通じ、新しい技術のネガティブな側面、特に、インターネット上の児童ポルノに取り組むために適切な措置をとることに合意。

2008年

- ・ 第3回児童の性的搾取に反対する世界会議(リオデジャネイロ)において、被害者保護の観点から、市民がインターネット上の児童ポルノサイトにアクセス・閲覧する行為を法律で禁止するよう各国政府に求めることを内容とする共同宣言を採択。



国内の動き

2009年
2月

- ・ 総務省・インターネット上の違法有害情報への対応に関する検討会の議論から
- ・ 安心ネットづくり促進協議会 発足
- ・ 児童ポルノ対策作業部会を設置
- ・ 法的問題・技術対策を検討

2009年
6月

- ・ 警察庁・総合セキュリティ対策会議の提言から
- ・ 児童ポルノ流通防止協議会 発足

2010年
7月

- ・ **犯罪対策閣僚会議にて児童ポルノ排除総合対策 決定**
- ・ 平成22年度実施を目指したブロッキングの導入に向けた諸対策の推進
- ・ **児童ポルノURLリスト管理団体設置の推進** ・通信の秘密との関係整理
- ・ 表現の自由に十分配慮 ・ISP等の関連事業者が自主的に実施できるよう推進
- ・ 一般ユーザに対する広報・啓発

2011年
2月

- ・ 一般社団法人
インターネットコンテンツセーフティ協会設立



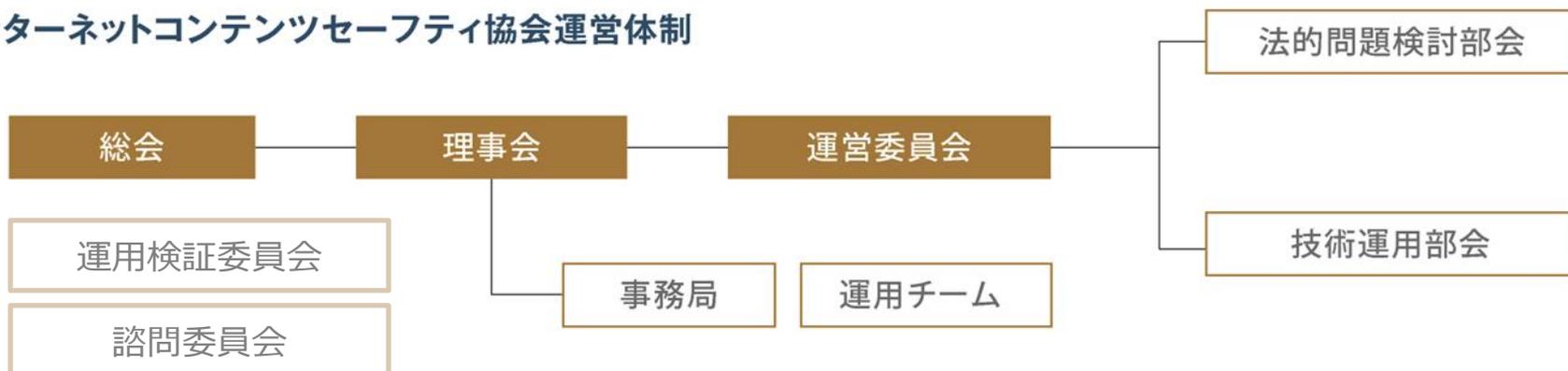
一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会は、プロバイダ・検索事業者・フィルタリング事業者を中心とし、2011年3月3日に発足した団体です。

主な取り組み

当団体はこれらの取り組みを通して安全なインターネット環境の実現に寄与することを目的としています。

- 児童ポルノ掲載アドレスリスト作成・管理。
- リストに沿ったブロッキングの実施。
- インターネットを通じた違法コンテンツの流通を防止するために
民間事業者等が講じる各種取り組みの支援。

インターネットコンテンツセーフティ協会運営体制



運用検証委員会について

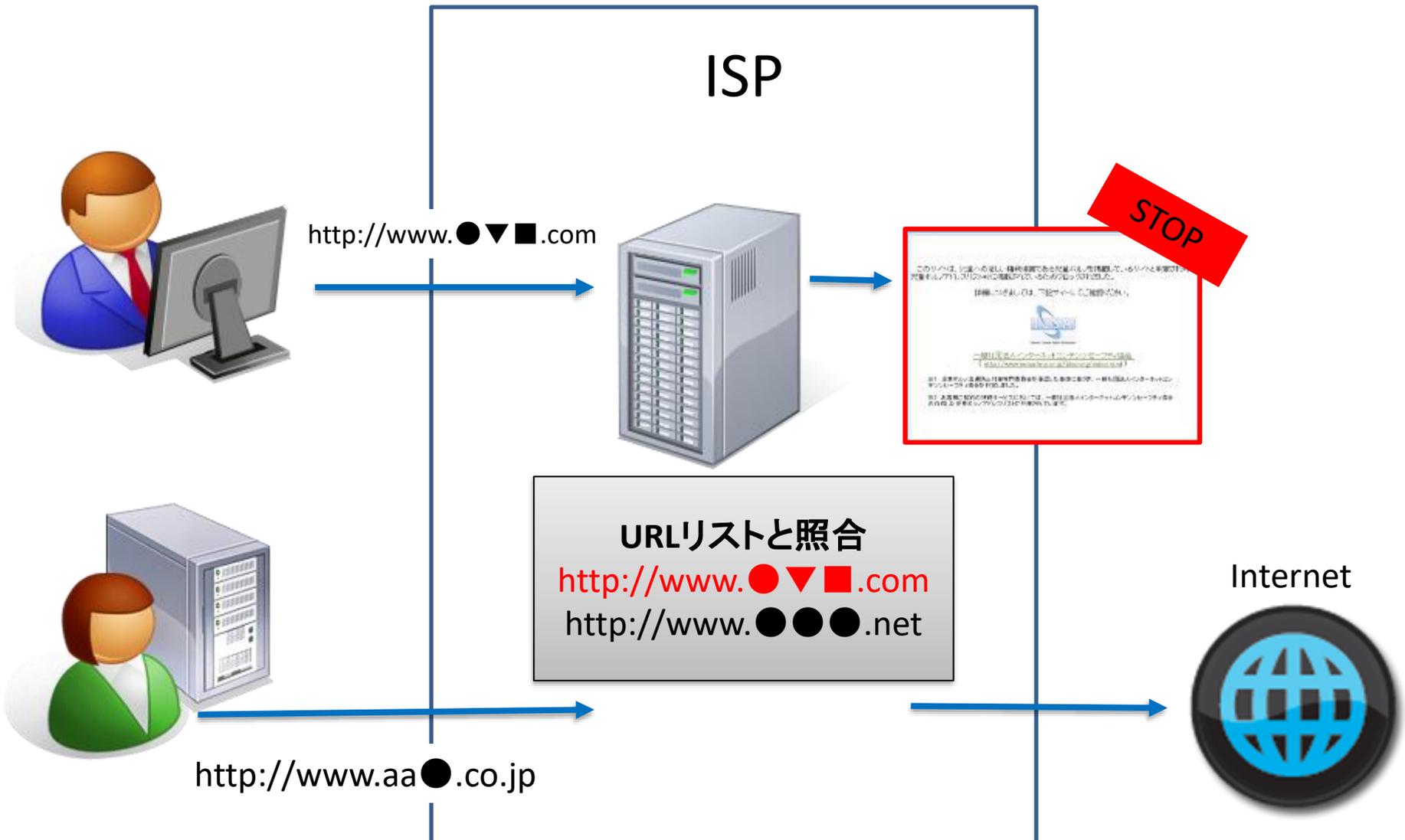
ICSAでは、アドレスリスト作成の運用状況を検証する「運用検証委員会」を年1回開催しております。

運用検証委員会では、ICSAにおけるリスト管理業務が、「アドレスリスト作成管理団体運用ガイドライン」に則って適正に為されている事をご確認いただくほか、アドバイザーの判断が割れた個々の画像等についてどのように判断するか等を検討します。

運用検証委員会構成員（敬称略）

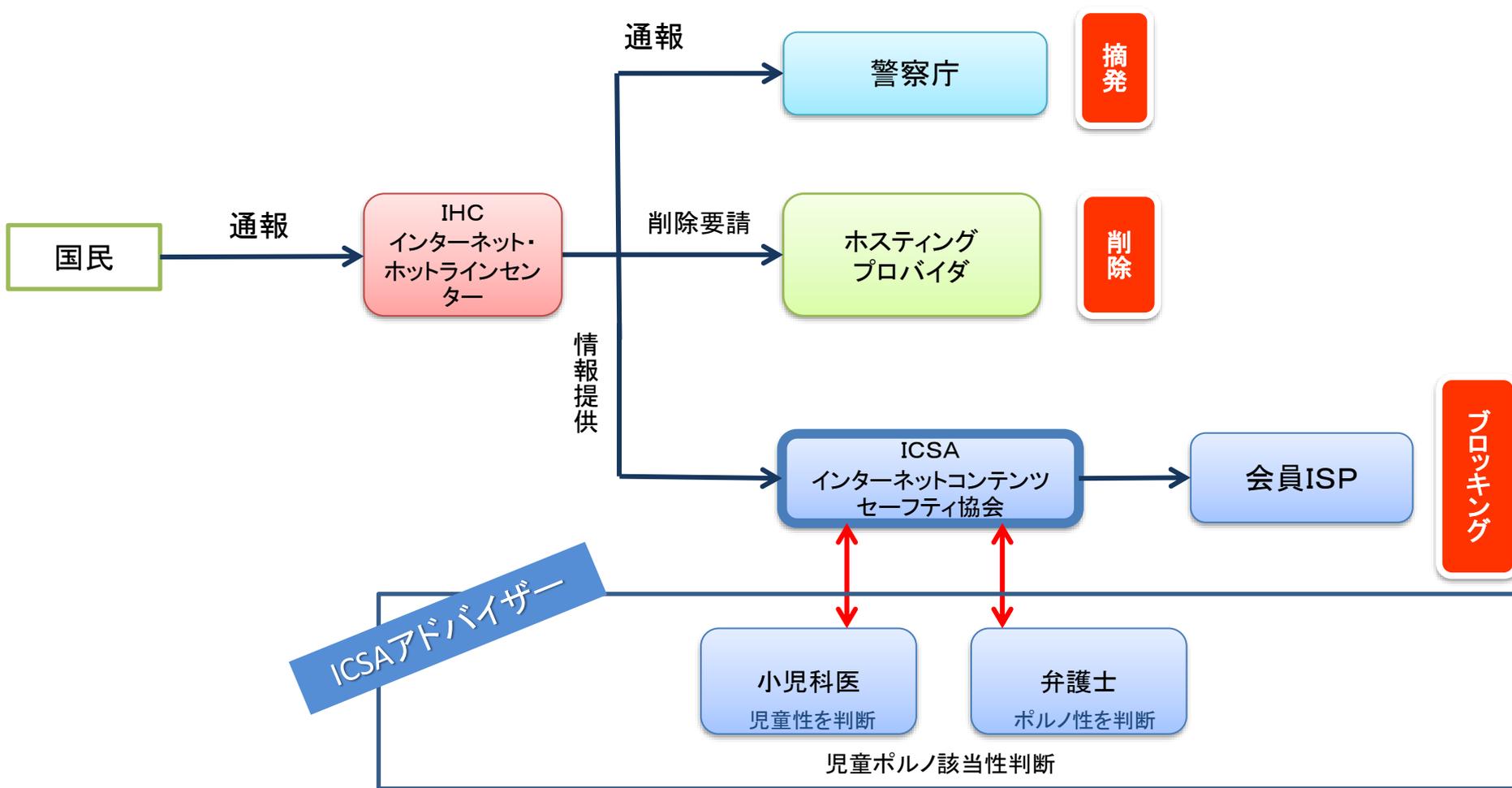
委員長	曾我部 真裕	京都大学大学院法学研究科 教授
委員	中井 裕真	公益財団法人日本ユニセフ協会 広報室室長
	長瀬 貴志	山崎法律事務所 弁護士
	丸橋 透	明治大学法学部 教授
	宮本 潤子	ECPAT/ストップ子ども買春の会 共同代表
	弓倉 整	弓倉医院 院長
	横谷 進	ふくしま国際医療科学センター 特命教授
法律顧問	森 亮二	弁護士法人英知法律事務所

児童ポルノブロッキングとは



利用者がアクセスしようとしたURLを、あらかじめ準備した児童ポルノコンテンツのURLリストと照合し、一致した場合は、強制的にブロック画面を表示させ、コンテンツの閲覧を防ぎ、児童の人権を守る施策

ブロッキング実施までの流れ



インターネットホットラインセンターに寄せられた通報の中で「児童ポルノ」と思われるものがICSAに情報提供される。その後、ICSAでは基準に則り、ブロック対象を選定。その際にICSAでは判断に迷うものをアドバイザーに判断を依頼。

2011年
4月

- 児童ポルノ画像が掲載されたサイトのブロッキングなどの流通防止の取り組みを開始

2011年
11月

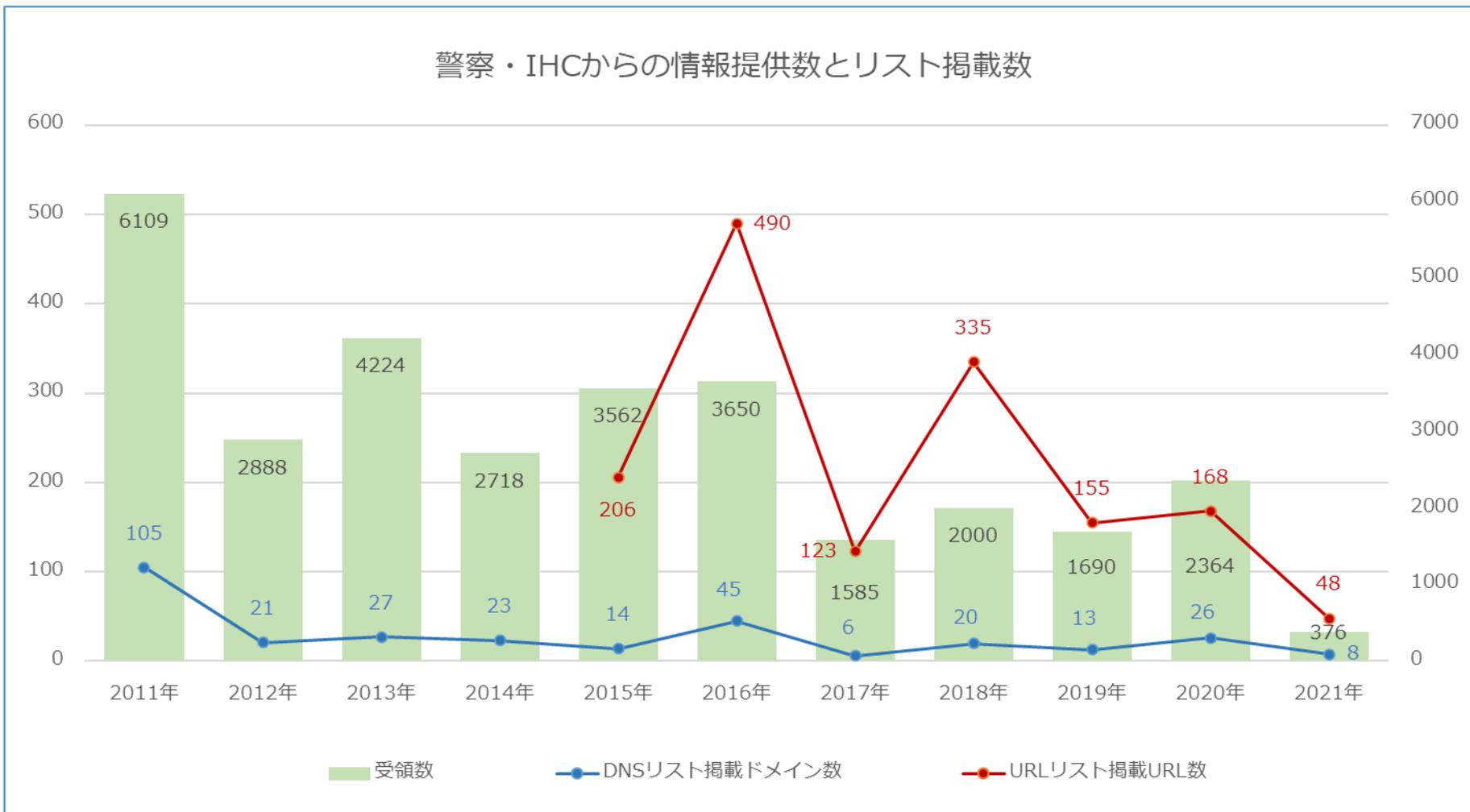
- 3号児童ポルノにおいて特に児童への性的虐待が明白な画像について、悪質3号児童ポルノとしてアドリスト掲載を開始

2015年
12月

- DNSブロッキング方式以外のブロッキング方式を採用する事業者向けに、URL単位のアドリストを提供開始

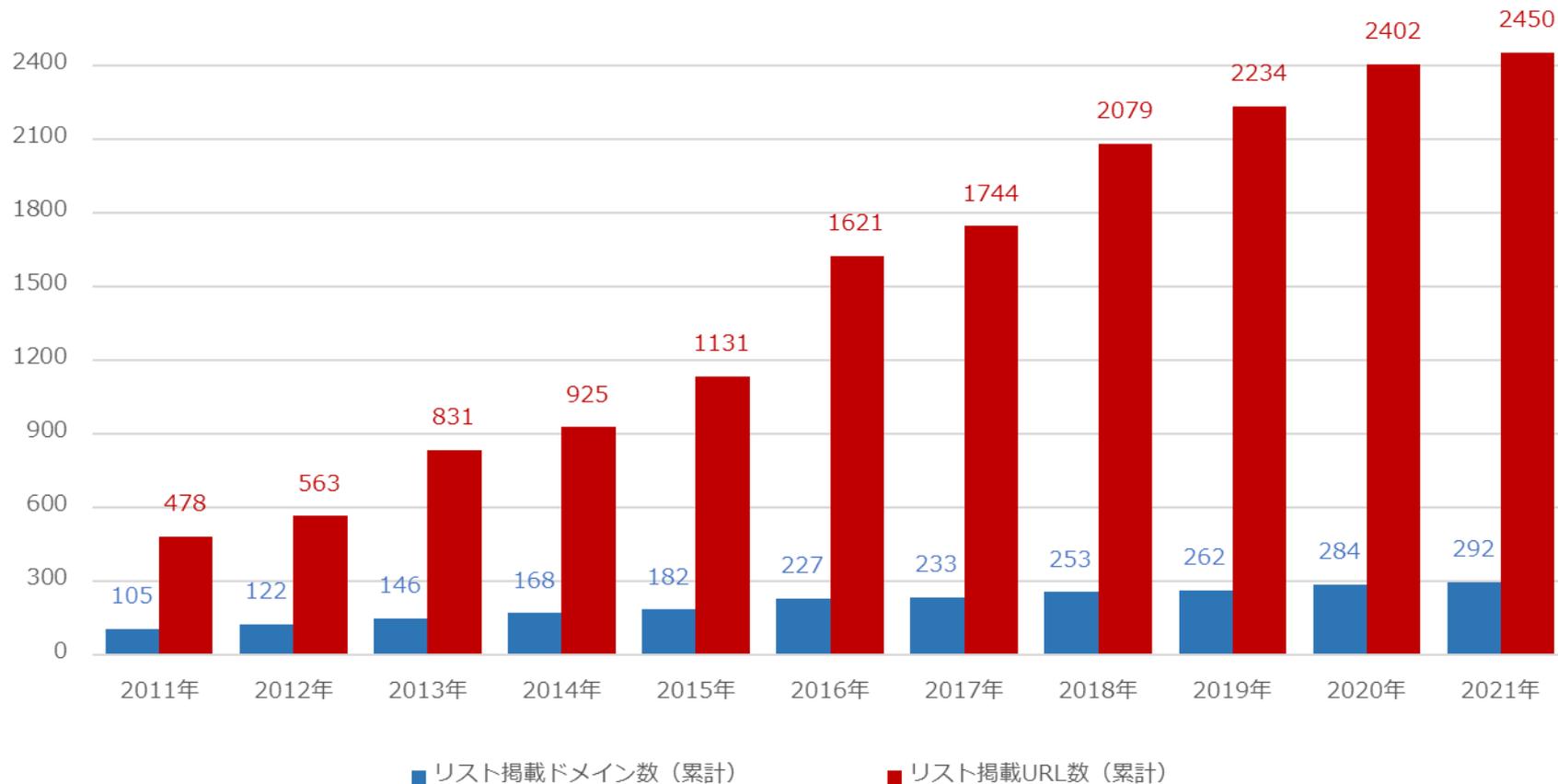
統計資料 児童ポルノアドレスリスト掲載数推移

警察・IHCからの情報提供数とリスト掲載数

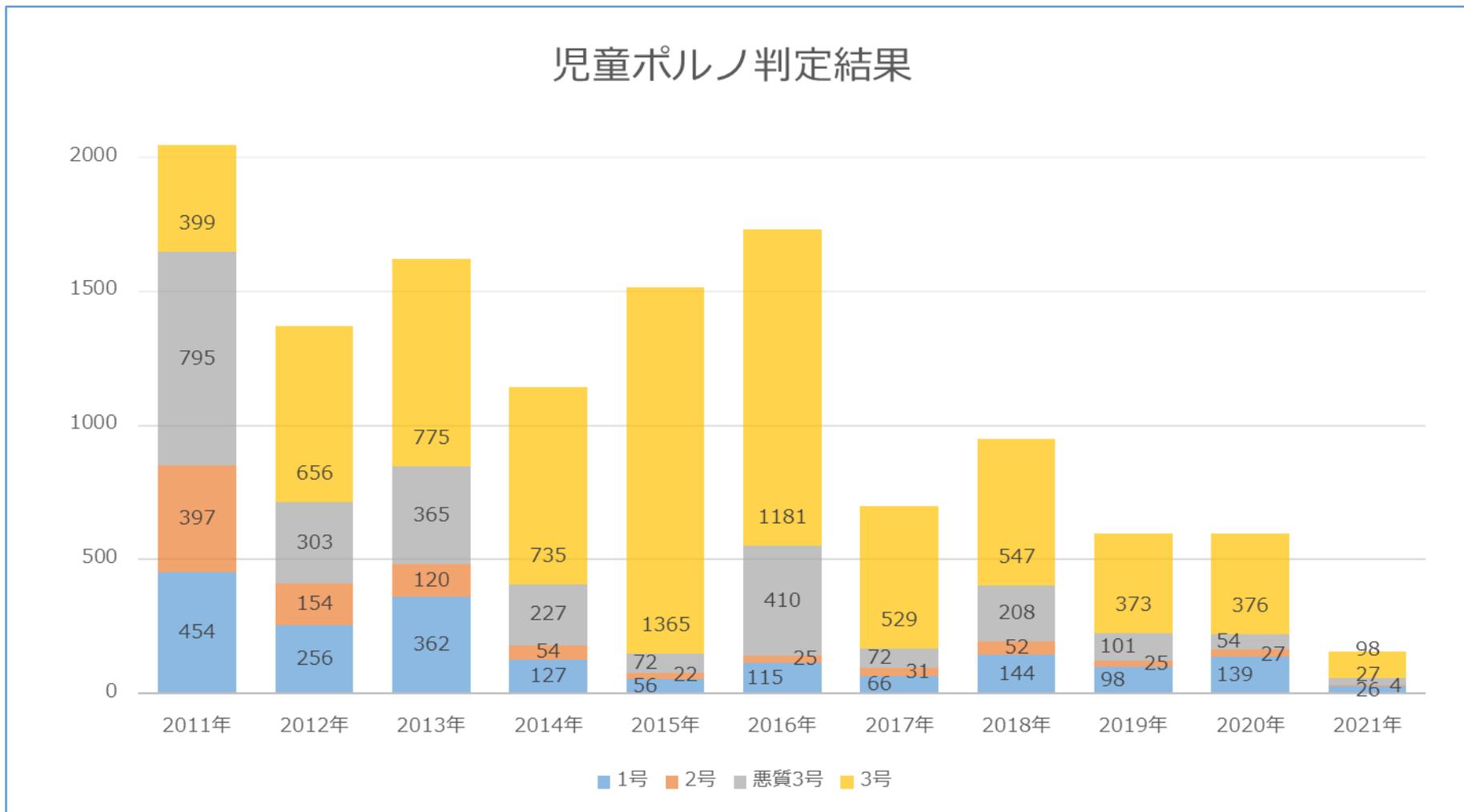


※2021年においてはIHCの受諾事業者の変更等により情報提供件数が減少、現在は回復傾向にある。

リスト掲載累計件数の推移



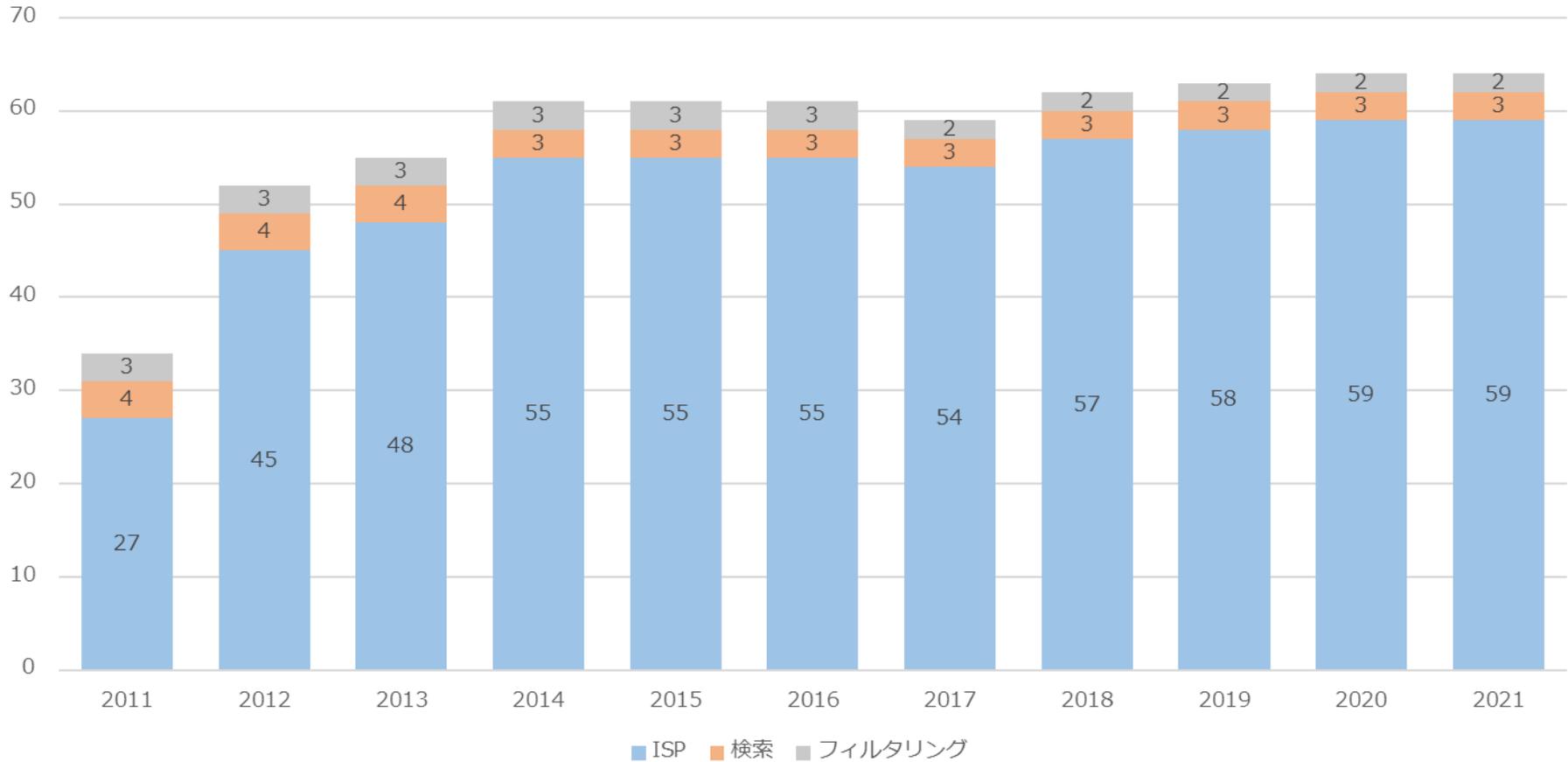
※このグラフの数字は、過去に児童ポルノ掲載サイトとして判定されたサイトの累積総数です。各年の掲載サイト数については、P.11をご覧ください。



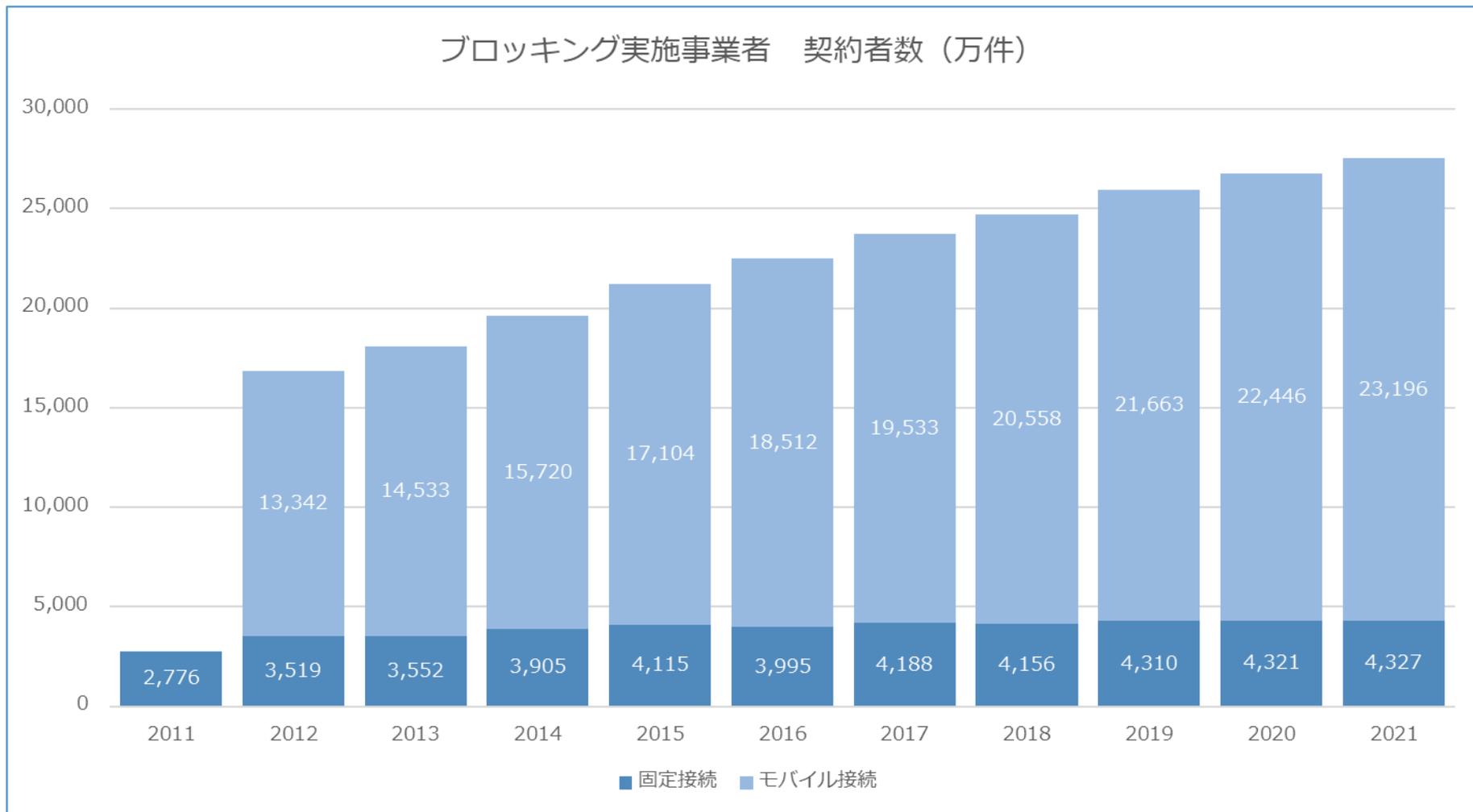
※ICSAに寄せられる児童ポルノ情報の内、3号児童ポルノが最多

ブロッキング実施事業者数の推移

年度末時点でのブロッキング実施事業者数



ブロッキング実施事業者 契約数の推移



誰もが笑顔でいられる社会を実現するために、
安全なインターネット環境の実現に努めています。



Internet Content Safety Association

<http://www.netsafety.or.jp/>